



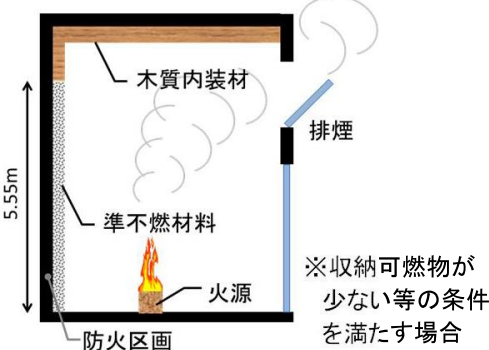
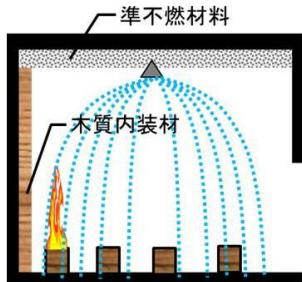
- 国土交通省では、「都市（まち）の木造化推進法」に基づく基本方針※<sup>1</sup>を踏まえ、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を推進している。
- 官庁施設の基本的性能基準に規定する「初期火災の拡大防止に関する性能」の水準※<sup>2</sup>を確保しつつ、**内装に不燃処理を行わない木材が使用できるよう、その手法を同基準等※<sup>3</sup>に明示する改定を実施した。**

※1：「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）

※2：一般的な事務室等について、「出火しにくいよう配慮されているとともに、初期火災の段階での消火が可能となっている。」

※3：「官庁施設の基本的性能基準」に併せて、「建築設計基準」、「建築設計基準の資料」の改定を実施した。

## 改定の主なポイント

従前の規定	従前の規定に加え、以下の3つの手法を明示		
<p>原則として、壁・天井の内装は準不燃材料を使用</p>	<p>① 壁の下部（着火しても容易に消火可能）には木材を使用、それ以外は下地とも燃えにくい材料を使用</p>	<p>② 出火しても着火するおそれのない部分には木材を使用、それ以外は準不燃材料を使用</p>	<p>③ スプリンクラー設備により散水される壁には木材を使用、天井は準不燃材料を使用</p>
			
<p>木材を使用する場合、木材の不燃処理が必要</p>	<p>外来者の利用が想定される室の腰壁（スプリンクラー設備が設置されている場合は壁全体）、エントランスホールの天井等で、不燃処理を行わない木材が利用できるようになる（建築基準法の内装制限の対象とならない部分に限る）</p>		

上記手法は、国立研究開発法人建築研究所、国土技術政策総合研究所より提供された技術資料をもとに、両研究所と連携し、官庁営繕部において基準として取りまとめたものである。

2) 初期火災の拡大防止に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする室等に応じて、出火しにくい配慮とともに、初期火災の段階での消火により、収容物等への被害を最小限にとどめることができるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II
対象とする室等	重要な財産・情報を保管する室	分類Iに該当しない室等
性能の水準	出火しにくいよう配慮されているとともに、初期火災の段階での消火が可能となっており、重要な財産・情報への被害を最小限にとどめることができる。	出火しにくいよう配慮されているとともに、初期火災の段階での消火が可能となっている。

【技術的事項】

初期火災の拡大防止に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II
1. 内部仕上げの不燃化	原則として、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに、不燃材料が使用されている。	<p>原則として、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに、準不燃材料が使用されている。</p> <p><u>ただし、次に掲げる場合その他の燃え拡がりの抑制がされている場合の木材の仕上げについては、この限りではない。</u></p> <p><u>①壁の下部の室内に面する部分の仕上げに木材が使用されており、それ以外の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ並びにそれらの下地に燃え拡がりの抑制効果の高い材料が使用されている場合。</u></p> <p><u>②出火による火熱により木材が着火するおそれのない高さの壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに木材が使用されており、それ以外の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに準不燃材料が使用され、かつ、対象とする室等が次に掲げる要件を満たす場合。</u></p> <p><u>1) 発熱量密度が低い用途の室等であること。</u></p> <p><u>2) 設備機器等の発熱により木材が着火するおそれのないよう有効な措置</u></p>

		<p><u>が講じられていること。</u></p> <p>ハ) <u>出火による高温の煙層により木材が着火するおそれのないよう有効な排煙設備が設けられていること。</u></p> <p>ニ) <u>隣接する室等からの延焼の防止が図られていること。</u></p> <p>③<u>壁の室内に面する部分の仕上げに木材が使用されており、天井の室内に面する部分の仕上げに準不燃材料が使用され、かつ、室内に初期消火効果の高い設備が設置されている場合。</u></p>
2. 消火設備の設置	収容物に応じた適切な方式の消火設備が設置されている。	<p>①消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令に従い、必要な消火設備が設置されている。</p> <p>②消火設備の方式は、収容物等に応じた適切なものとなっている。</p>
3. 消火による水損への対策	隣接室の消火のために使用した水等が対象とする室に浸入しないよう対策が講じられている。	

**【検証方法】**

技術的事項を満たしていることを、消火方式等に係る技術的検討によるほか、設計図書の確認等により検証する。

なお、分類Ⅱの対象とする室等について、技術的事項のただし書きによる場合においては、消火方式等に係る技術的検討、設計図書の確認等に加え、必要に応じ計算・解析その他の技術的検討により検証する。